

所沢市告示第51号

農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、所沢市農業振興地域整備計画の変更を行ったので、同法第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告する。

また、同条第2項の規定により、当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月21日

所沢市長 小野塚 勝俊

1. 所沢市農業振興地域整備計画の縦覧場所
所沢市役所別館 産業経済部 農業振興課
(所沢市並木一丁目1番地の1)
2. 所沢市農業振興地域整備計画の縦覧期間
告示日以降、常時

公 示 送 達 書

所沢市告示第52号

令和7年2月21日

下記の書類は、本市介護保険課に保管してありますから、来庁のうえ受領してください。
なお、介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2第1項の規定により公示します。

所沢市長 小野塚 勝 俊

記

	送達すべき書類	通知書番号	住所	氏名
--	---------	-------	----	----

所沢市選管告示第2号

公職選挙法第22条第1項の規定により、選挙人名簿の登録の日を下記のとおり変更した。

令和7年2月21日

所沢市選挙管理委員会
委員長 吉田 正

記

定時登録日

変更前 令和7年3月1日(土)
変更後 令和7年3月3日(月)

以上

所沢市選管告示第3号

所沢市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年2月21日

所沢市選挙管理委員会
委員長 吉田 正

記

- 1 日 時 令和7年3月3日 午後3時30分
- 2 場 所 所沢市役所高層棟5階 501会議室
- 3 付議すべき事件
 - (1) 専決処分の承認について
 - (2) 選挙人名簿に関する事
 - (3) 在外選挙人名簿に関する事
 - (4) その他